

南種子町農業委員会平成 28 年 5 月総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 5 月 24 日（火）午前 9 時 30 分から午前 10 時 1 分

2. 開催場所 研修センター 1 階西側会議室

3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	寺田 誠	2 番	池亀 昭次	
	3 番	中里 安男	4 番	古市 道則	
	6 番	中峰 義哉	8 番	西田 暁	
	9 番	高田 照美	10 番	白川 秋信	
	12 番	小山 重和			

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 26 年度第 1 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 28 年度第 22 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 古市 義朗

農地振興係長 河野 彰子

農地振興係主任 日高 隆一郎

7. 会議の概要

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 ただ今から、第 22 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい

でしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。(議席番号) 3番、中里 安男 委員。4番、古市 道則 委員を指名します。

議長 日程第2、諸般の報告。局長が行います。
事務局 それでは会長諸般の報告をいたします。資料をご覧ください。
【別途資料「会長諸般の報告」を読み上げ】
以上で(諸般の)報告を終わります。

議長 (諸般の報告に対しての) 質疑については、この後開催されます全員協議会で行いたいと思います。

議長 日程第3、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成26年度第1号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、を議題にします。

議長 事務局より議案第1号の説明をお願いします。河野係長。
事務局 議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更(賃貸借権1件)について承認を求めるものでございます。資料3ページをお開きください。

平成26年度第1号にて承認された、平成26年8月29日公告の一部変更に関するものでございます。

平成26年9月1日から平成31年8月31日までの5年間設定期間で、畑 2,582㎡、合意解約日は平成28年4月30日付けで借りの側都合による合意解約でございます。

資料4ページをお開きください。変更計画内訳書について説明します。

整理番号1番についてですが、利用権設定をする者は、南種子町〇〇〇〇番地〇〇〇 Aさん、利用権設定を受ける者は、南種子町〇〇〇〇番地〇〇 Bさんです。登記・現況は畑で1筆の2,582㎡です。主にさとうきびを作付けをしていましたが、借りの側都合による合意解約等でございます。

個別の資料については5ページに添付してありますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上、承認を求めますのでございます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

議長 異議がないようですので、議案第1号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号については原案どおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成28年度第22号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。

事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。河野係長。

事務局 議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成28年5月31日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権8件を定めたいので、承認を求めるものです。資料は10ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

今回、利用権設定をする方は南種子町〇〇〇〇番地 Cさんで、利用権設定を受ける方は〇〇〇〇番地 Dさん 外7件でございます。

現況は、畑が26筆の60,321㎡です。設定期間は、整理番号3番と8番が6年間設定で、残りの分については5年間設定となります。

なお、整理番号5番につきましては、19ページの字図をご覧ください。

この部分につきましては、平成27年度の地籍事業により、〇〇〇〇—〇〇と〇〇〇〇—〇が合筆されて、合計7,900㎡になっております。〇〇〇〇—〇〇の3,467㎡については、平成27年3月1日から平成37年2月28日まで利用権設定がなされているところです。今回は、残りの4,433㎡について、利用権設定をするものでございます。

残りの部分につきましては、個別の資料については13ページから22ページに字図を添付してありますので、お目通しをお願いしたいと思います。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、承認を求めるものです。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

議長 異議がないようですので、議案第2号については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第2号については原案どおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題にします。譲渡人・E、譲受人・F 外3件を議題にします。

事務局より議案第3号の説明をお願いします。河野係長。

事務局 資料は23ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求

めるもので、所有権移転が4件です。整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が南種子町〇〇〇〇番地 E さん。譲受人が南種子町F番地一〇〇 F さんです。

土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇—〇〇〇。地目は畑、地積は 982 m²。所有権移転で、売買及び農業開始によるものです。

この件につきましては、24 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は28 ページから添付してあります。

整理番号2番。譲渡人が南種子町〇〇〇〇番地〇〇〇 G さん。譲受人が南種子町〇〇〇〇番地〇〇〇 F さんです。

土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇—〇〇。地目は共に畑、地積は 7,930 m²。所有権移転で、贈与及び農業開始によるものです。

この件につきましては、25 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は28 ページから添付してあります。

整理番号3番。譲渡人が南種子町〇〇〇〇番地 H さん。譲受人が南種子町〇〇〇〇番地〇 I さんです。

土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇—〇〇〇。地目は畑、地積は 2,027 m²。所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、26 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は30 ページから添付してあります。

続いて整理番号4番。譲渡人が鹿児島市〇〇〇〇丁目〇番〇〇号 J さん。譲受人が南種子町〇〇〇〇番地 K さんです。

土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇—〇 外5筆でございます。地目は畑、地積は 合計 4,750 m² です。

所有権移転で、売買及び農業開始によるものです。

この件につきましては、27 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は32 ページから添付してあります。

以上、4件につきましては、5月10日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今の説明に関連して、担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします、整理番号1番・2番、白川委員。

10番委員 　　はい。それでは補足説明をいたします。譲渡人の E さんの畑はですね、G さんの畑の西側と東側の真ん中に丁度ありまして、それでまあ本人も売買してもいいよというようなことで、F さんが1カ所にまとめる

というか、区画整理みたいな感じで売買購入するというので、併せてFさんが農業を開始したいと、芋を作りたいということでした。で、ここを購入するというので、ひとつよろしく願いをします。

それから整理番号2番ですが、この土地については、お父さんのLさんという方が生前、Fさんに譲渡するという約束というか、そういうことで、Fさんが長男でありまして、〇〇さんの名義にはなっていたんですけども、今回Fさんに名義を変更するというのでございます。

FさんはこれからEさんの畑と併せて一緒に芋を作りたいということでございます。ご審議いただきますようよろしく願いいたします。終わります。

議 長 整理番号3番・4番、池亀委員。

2番委員

譲渡人と譲受人は親戚関係に当たります。先ず3番のHさん、Iさん。それでIさんは80歳手前でございますが、奥様がまだばりばり若いので、自分の家の近くに野菜とか花を作る空き地というか、農地がないということで、他人からではなく親戚から買ったほうが良いんじゃないかということで、今度買った場所に大根とか百合とか、そういうものを作って荒らさないように頑張っていくということでございます。

続きまして4番のJさん、Kさん、これは1年半ほど前から畑・田んぼの名義を変えてくれということをお願いしていた訳でございまして、現在になってやっと名義が変わるということで、それでKさんが新しいホイールも買って、それで百姓をやるとということで、親子共々、今から百姓をやっていくということでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

議 長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第6、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題にします。申請人・M、事務局より議案第5号の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局 資料のほうは41ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第4条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、転用申請が1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人が南種子町〇〇〇〇番地 Mさんです。

土地の所在は、〇〇字〇〇〇〇—〇〇。登記・現況は畑。地積は 879 m²です。

転用計画としまして、地目を 宅地 に変更。

工事計画は、平成 28 年 6 月から平成 28 年 12 月まで。

資金は、造成費 〇〇万円、建築費 〇〇〇万円、隠居宅 〇〇〇万円、合計 〇, 〇〇〇万円、自己資金 〇〇〇万円、融資 〇, 〇〇〇万円によるものです。

転用目的としましては、農家住宅・その他です。

面積につきましては、土地造成 879 m²、建築物として住宅 82.30 m²、隠居家 49.68 m²、建築面積 131.98 m²、所要面積 879.00 m²です。

転用事由の詳細としまして、「申請人及びその両親は現在借家住まいであり、手狭なため、住宅建築を考えております。申請人の居宅及び隠居家を建築するため、本申請をするものです。」とのことです。

転用することによって生ずる隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして、「申請地につきましては、南側に農道があり、その外は山林及び雑種地、宅地が隣接しております。周囲に対しては被害が及ぶことのないよう充分留意いたします。」となっております。

なお、申請地は農業振興地域内、都市計画区域 設定なしで、農地区分は「第2種農地」であり、許可基準は「その他の農地」に該当すると思われる。

参考資料は 42 ページから添付しております。

なお、以上 1 件につきましては、5 月 10 日の現地調査において申請内容等について確認を実施しております。以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします。小山委員。

12 番委員 はい。河野係長から詳しい説明があったように、5 月 10 日に現地調査をして、皆さんもご存じだと思います。まあこの M さんというのは、大阪出身ですね、20 年前から種子島に来ておまして、旦那さんと 2 人ですね、新規就農ということで農業をやっております。4 年前にお父さんですね、M さんのお父さんですが、大阪から種子島のほうに移住しまして、これから農業をやりたいということでですね、まあお父さんは違う家に住んでいるんですけど、旦那さんも〇〇〇〇のほうへ 2 月から入りまして、まあ仕事は農業をやっていきたいということで、自分の土地に農家住宅を建築するというので、農地から宅地に転用ということで 4 条申請です。本人もこれから農業に、また地域のために頑張りたいと言っておりますので、是非家を造って居住してさらに頑張りたいということなので、ご協力方よろしくお願ひいたします。以上です。

- 議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
- 議 長 ありませんか。
- (「ありません。」の声あり)
- 議 長 異議がないようですので、議案第4号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号については原案どおり決定いたしました。
- 議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。